

議案第30号

区域をこえての路線の認定の承諾について

上記の議案を提出する。

平成24年 2 月21日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

区域をこえての路線の認定につき承諾する必要があるので、本案を提出いたします。

区域をこえての路線の認定の承諾について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第3項後段の規定に基づき、下記の道路を足立区道として認定することを承諾する。

記

起 終	点 点	幅員、延長等
足立区西綾瀬一丁目966番4地先から 葛飾区小菅一丁目19番1地先まで		別紙図面表示 のとおりに

区域をこえての路線の認定の承諾 略図

(足立区西綾瀬一丁目から小菅一丁目地内)

- 特別区道路線
- ⋯⋯ 水路
- - - - 行政境界
- 葛飾区の区域に属する部分

幅 員 6.80メートル

延 長 11.53メートル

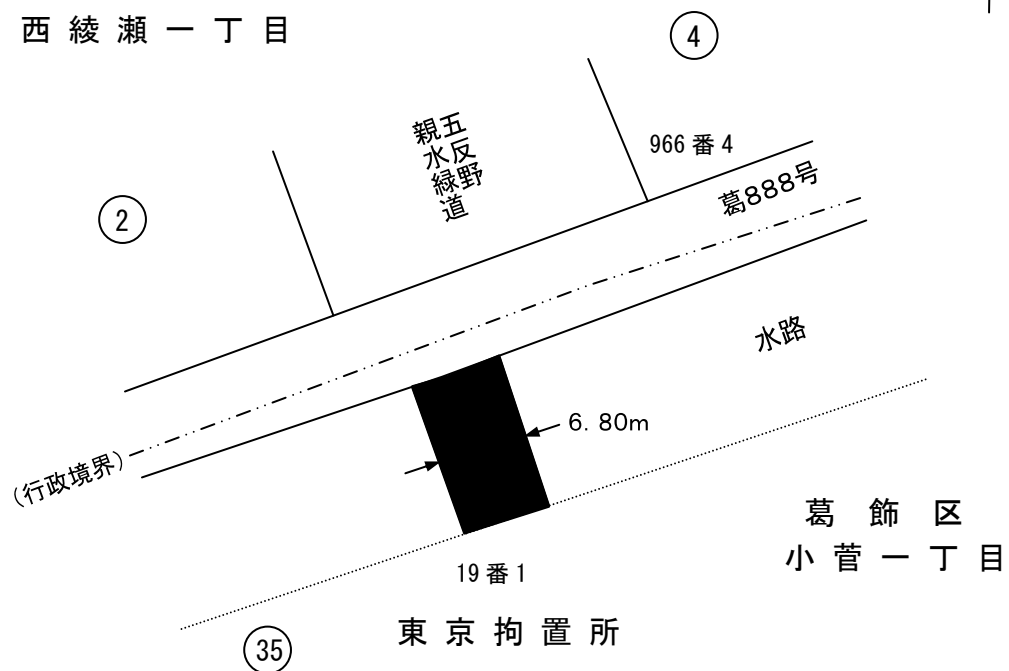
面 積 78.54平方メートル

(葛飾区側 78.54平方メートル)

(足立区側 0.00平方メートル)

足 立 区

西 綾 瀬 一 丁 目



葛 飾 区
小 菅 一 丁 目

東京拘置所